

個別医療機関の病床機能の見直しについて

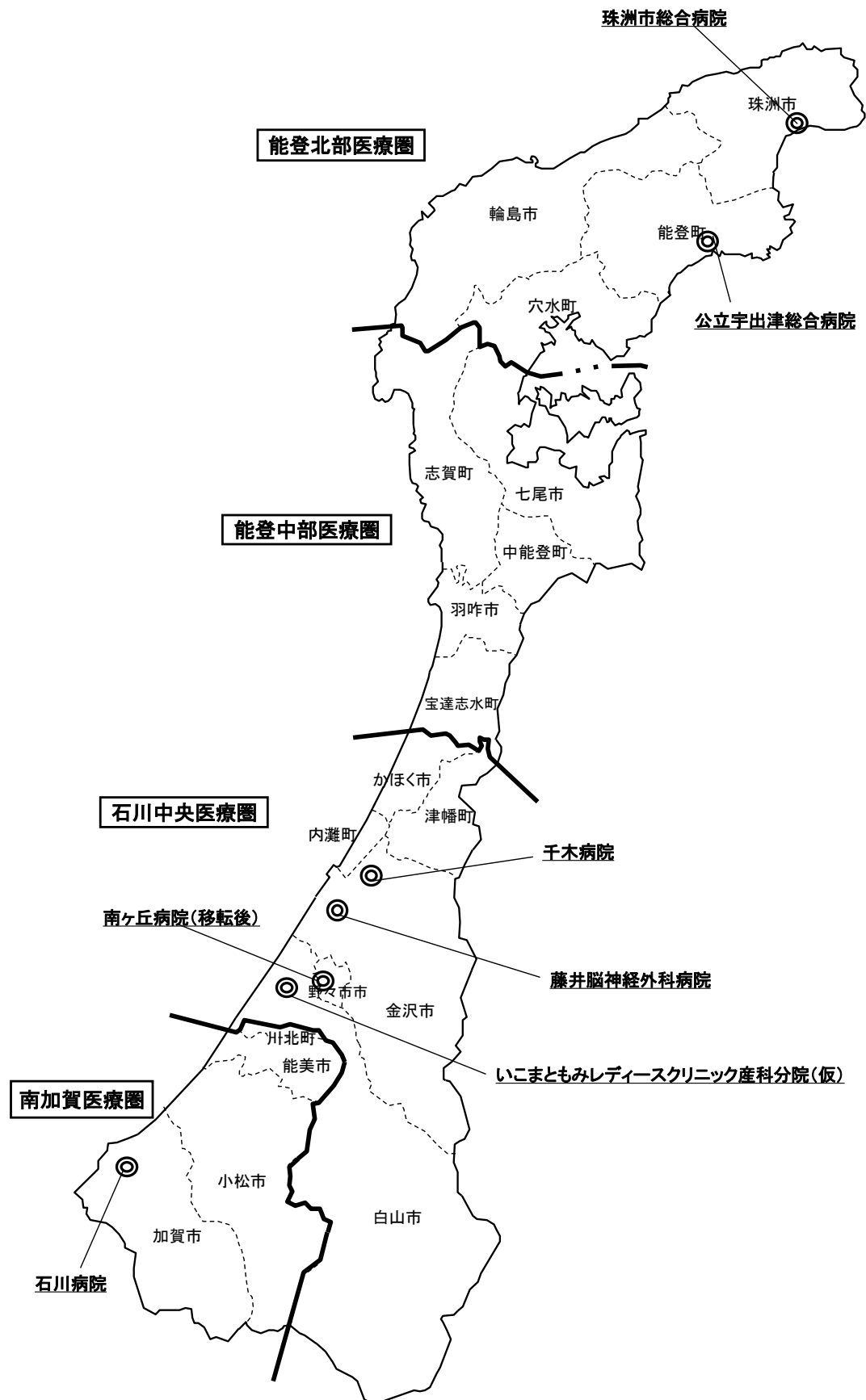
個別医療機関の病床機能の見直しについて

病院の機能分化・連携の状況

		南加賀医療圏			石川中央医療圏					能登中部医療圏			能登北部医療圏						
一般病 床中心	400床以上の 特定機能病院・地域医療支援病院 (4病院)				金沢大学附属病院 金沢医科大学病院 県立中央病院 金沢医療センター														
	200床以上の 救急告示病院 (14病院) * 下線は、在宅療養後方支援病院	小松市民病院			公立松任石川 中央病院	浅ノ川 総合病院	城北病院	金沢市立病院			公立能登 総合病院			恵寿総合 病院					
	200床未満 (35病院) * 下線は、在宅療 養支援病院	(病院所在の郡 市)	(加賀市)	(小松市)	(能美市)	(白山ののいち)	(金沢市)			(河北郡市)	(羽咋郡市)		(七尾市)	(能登北部)					
		救急告示病院	久藤総合病院	森田病院 小松ソフィア 病院	能美市立 病院	公立つるぎ 病院 新村病院	金沢循環器 病院 金沢有松 病院 南ヶ丘 病院 木島病院	金沢西病院	北陸病院	金沢聖霊 総合病院 恵寿金沢 病院 金沢宗広 病院	河北中央 病院	町立 宝達 志水 病院	公立 羽咋 病院	町立 富来 病院		市立 輪島 病院	珠洲市 総合 病院	公立 宇出津 総合 病院	公立 穴水 総合 病院
		その他		東野病院			すずみが丘病院	安田内科病院	伊藤病院					巴山病院					
		産科専門		荒木病院 恵愛病院		松南病院	鈴木レディース ホスピタル												
障害者病棟中心 (6病院)	石川病院	小松子ども医療 福祉センター		石川療育 センター	医王病院	金沢子ども医療 福祉センター			七尾病院										
療養病床中心 (21病院) * 下線は、在宅療養支援病院	蓮井病院	東病院	寺井病院	池田病院	千木病院	大手町病院	敬愛病院	二ツ屋病院	加藤病院	浜野西病院	柳田温泉病院								
精神病床中心 (14病院)	加賀こころの 病院 片山津温泉 丘の上病院	栗津神経 サナトリウム		ときわ病院	松原病院	桜ヶ丘病院	岡部病院	県立高松病院	七尾松原病院										
					十全病院	かないわ病院	青和病院												
				結城病院	医王ヶ丘病院														

(参考)医療介護情報局(https://caremap.jp/)をもとに作成。データは、平成31年4月現在の厚生局への届出状況
 ※青字は前回までの地域医療構想調整会議にて既に資料提供しているもの。緑文字はそのうち、検討会の立ち上げなど具体的な見直し内容以外のもの。
 ※赤字は今回新たに各医療圏保健医療計画推進協議会にて資料提供するもの

(参考) 医療機関位置図



いこまともみレディースクリニック 産科分院（仮）の新規開設について

1 概要

白山市北安田西区にて、産科の有床診療所である、『いこまともみレディースクリニック 産科分院（仮称）』の新規開設を計画しております。

→<いこまともみレディースクリニックの概要及び産科分院の計画>

	いこまともみレディースクリニック	いこまともみレディースクリニック 産科分院
開設者	医療法人社団生駒会 理事長 生駒 友美（日本産科婦人科学会専門医） ※現在法人化申請中	
管理者	西本 秀明	生駒 友美
開設場所	白山市北安田西二丁目 41 番	白山市北安田西二丁目 161 番
病床数	0 床（2 床を返却） （※当時 2 床は、人工妊娠中絶手術を実施するため、母体保護法指定基準に基づく入院設備として設置）	1 2 床（予定）
診療科	婦人科、産科	産科、婦人科
診療体制	月・火・木・金 9:00～12:00、15:00～18:00 土 9:00～13:00	月・火・水・木・金 9:00～12:00 ※生駒 友美 Dr は、平日午後は いこまともみレディースクリニックで診療予定
開設時期	H23. 4 月	R2. 12 月（予定）

2 新規開設の必要性

現在、白山市で産科を取り扱っている松南病院が 2021 年に野々市市に移転することが決まっており、公立松任石川中央病院の年間の分娩件数も 10 件程度しかなく、白山市内で産科のクリニックを開業することは地域の人々にとってニーズがあると考えております。

また、県内では女医による産科クリニックがありません。これまでも患者さんから分娩を取り扱ってほしいとのご意見もあり、今回の計画が承認されれば、県内で初めての女医による産科クリニックとなるため、患者さんの選択肢が増えることから、患者さんにとって大いにメリットがあると考えております。

尚、12 床の新規申請根拠としては、事業の持続性を鑑みて人員配置及び事業の採算等を勘案して申請させて頂いております。

（月の分娩数を 30-50 件、そこから算出される病床数が 12 床）

3 担う医療機能や診療所の特徴など

- ・ 正常分娩、帝王切開、流産等の手術を行う予定です。ハイリスク妊婦の出産は、金沢大学附属病院をはじめ、石川県立中央病院、金沢医科大学病院、金沢医療センターといった総合病院に紹介する予定です。
- ・ 妊娠中からしっかりとした食事指導を実施することによる産後うつの予防等、産後ケアについても実施する予定です。
- ・ 近年、発達障害のお子さんが増えておりますが、新生児の血糖と体温管理等のケアを実施することによる発達障害児の発生抑制について、普及啓発等を実施する予定です。

4 今後のスケジュール

- ・ 工事予定期間：2020年05月～2020年12月（工期7ヶ月）
- ・ 開設予定日：2020年12月

■広域案内図



南ヶ丘病院における病棟再編について（再報告）

1 許可病床120床における病棟種類の見直し

再編前			再編後（前回報告）	
急性期	46床	急性期一般入院料6	35床	急性期一般入院料6
回復期	36床	回復期リハ病棟入院料2	85床	<u>回復期リハ病棟入院料2：35床</u> <u>地域包括ケア病棟入院料1：50床</u>
慢性期	38床	療養病棟入院基本料	0床	
計	120床		120床	

再編後（今回報告）	
35床	急性期一般入院料6
85床	<u>回復期リハ病棟入院料2：50床</u> <u>地域包括ケア病棟入院料1：35床</u>
0床	
120床	

2 再編内容の変更理由

- ・現在の建物の老朽化による病院の移転新築と同時に病棟種類の変更を計画している中で、当初の予定から更に当院の主要診療科である整形外科を中心としてリハビリテーション機能の充実を図りたいとの思いが強まり、リハビリテーション中心の回復期リハビリテーション病床の割合を増やすもの。
病床割合の減る地域包括ケア病棟では35床を効率よく稼働し自院の急性期病棟からの転棟者および近隣医療機関からの入院依頼に応えたい。

3 今後のスケジュール

建築資材の調達、工期調整等により工事期間が変更となりました。

- 2019年10月 建設工事開始
- 2021年3月 建物完成
- 2021年6月 新病院開設 診療開始

藤井脳神経外科病院における病棟再編について

1 病棟数(病床数)の見直し

3病棟(105床 ※稼働病床数105床)→病床数には変更なし

再編前			再編後(予定)		
急性期	40	地域一般入院基本料2	急性期	34	急性期一般入院基本料6
				6	地域包括ケア入院医療管理料2
回復期	25	回復期リハビリテーション病棟6	回復期	25	回復期リハビリテーション病棟4
慢性期	40	療養病棟入院基本料1	慢性期	40	療養病棟入院基本料1
計	105		計	105	

2 再編後の主な内容

- ① 病床の機能分化・連携の促進
地域包括ケア病床の整備による病床の機能分化(6床)
- ② 在宅医療及び在宅介護の充実強化
[地域医療連携室]
地域医療連携室を強化し、患者の退院支援や在宅に向けた連携を強化する。
患者の退院支援や相談、開業医からの患者の受け入れなどを推進する。

3 今後のスケジュール(予定)

- 令和元年11月 データ提出加算算定に向けて準備開始
- 令和2年4月 データ提出加算算定開始
地域包括ケア入院医療管理料2の算定を開始
- 令和2年6月 電子カルテの導入による情報の一元化を推進し、多職種共働を強化し、
少しでも早く在宅療養に移行できるような、環境整備を実施

※ 令和2年度は、状況を見て、地域包括ケア病床を増やす予定

介護医療院への転換について

医療圏	医療機関名	転換等の概要		(今後の)スケジュール
		転換前	転換後	
石川中央	千木病院	医療療養1:448床 介護療養:52床	医療療養1:448床 介護医療院:52床	R2.4~6月ごろ 改修工事 6~7月ごろ 介護医療院開設

(参考)介護医療院について

	介護医療院	
	(I)	(II)
基本的性格	要介護高齢者の長期療養・生活施設	
設置根拠 (法律)	介護保険法 ※ 生活施設としての機能重視を明確化。 ※ 医療は提供するため、医療法の医療提供施設にする。	
主な利用者像	重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する 認知症高齢者等 (療養機能強化型A・B相当)	左記と比べて、容体は比較的安定した者
施設基準 (最低基準)	介護療養病床相当 (参考: 現行の介護療養病床の基準) 医師 48対1 (3人以上) 看護 6対1 介護 6対1	老健施設相当以上 (参考: 現行の老健施設の基準) 医師 100対1 (1人以上) 看護 3対1 介護 ※ うち看護2/7程度
面積	老健施設相当 (8.0 m ² /床) ※ 多床室の場合でも、家具やパーテーション等による間仕切りの設置など、プライバシーに配慮した療養環境の整備を検討。	
低所得者への配慮 (法律)	補足給付の対象	
開設主体	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等	